

### 各保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少などの理由で国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料(65歳以上)の納付が困難となった方は、申請により保険料の減免が受けられる場合があります。

#### ・対象者(世帯)

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な疾病を負った場合
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入など(事業・不動産・山林・給与収入)の減少が見込まれ、次のすべてに該当する場合

#### 〔国民健康保険料、後期高齢者医療保険料〕

- ・事業収入などいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
  - ・令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下
  - ・令和3年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円以下
- ※10分の3以上の減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年中の所得が0円以下の時は、保険料減免の対象外です。

#### 〔介護保険料〕

- ・事業収入などのいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上
- ・令和3年中の合計所得金額のうち、事業収入等に係る所得以外の所得の金額が400万円以下

#### ・対象保険料

令和4年4月1日～令和5年3月31日の納期限のもの

#### ・減免額

- ①全額
- ②対象保険料に令和3年中の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じた額

#### ・申請に必要なもの

申請書、被保険者証、印鑑、医師の診断書など感染した事実が確認できる書類の写し、収入を証明する書類など

#### ・申請期間

令和5年3月31日(金)まで

#### ・申請先、問い合わせ

〔国民健康保険料、後期高齢者医療保険料〕

住民課 町民生活グループ ☎26-7871

(総合ケアセンターゆくり内)

〔介護保険料〕

住民課 福祉グループ ☎26-7872

(総合ケアセンターゆくり内)

### 厚真町飲食事業者等感染防止対策補助金

新型コロナウイルス感染症の長期化などに対応するため、対面サービスを提供する事業者が、感染防止対策を強化するために購入する備品などについて支援します。

#### ・対象事業者

町内に事務所または住所を有する個人、団体または法人で、次の5項目の要件を全て満たす事業者(前年度に補助上限に達した事業者を除く)

- ①関係法令による許認可等が必要な事業の場合、当該許認可等を取得していること、または取得の見込みがあること
- ②厚真町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団または暴力団員に該当しないこと
- ③町税等の公租公課を滞納していないこと
- ④日本標準産業分類の中分類または小分類において規定されている事業を営んでいること(飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業、飲食店、道路旅客運送業、宿泊業、持ち帰り・配達飲食サービス業、経済団体、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の教育、学習支援業、その他のサービス業)
- ⑤業務において対面でのサービスを提供する事業者

#### ・補助上限額

30万円(下限額1万5千円)

#### ・補助率

3/4以内 ※補助金額は千円未満切り捨て

#### ・受付期間

令和5年3月31日(金)まで

#### ・補助対象経費

次の対策に必要な消耗品、備品および修繕等で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに購入、設置、支払が完了するもの

- ①飛沫感染予防対策…パーティションやアクリル板、フェイスシールドなど
  - ②接触感染予防対策…非接触型消毒液自動噴霧器、足踏み式消毒液スタンドなど
  - ③換気の感染予防対策…空気清浄機、エアコン(換気や除菌機能を有しているもの)、サーキュレーター、加湿器など
  - ④健康管理対策…非接触型体温計、サーモカメラなど
  - ⑤その他感染防止対策
- ※他の補助金などを受けている経費は対象外  
※備品の導入・設置に伴う送料、設置費も対象  
※換気扇・網戸等設備の修繕の費用も対象  
※対象経費に該当するかの確認については、事前にお問い合わせください。

#### ・申請窓口・問い合わせ

町産業経済課 経済グループ ☎27-2486